

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第七百三十三号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市立川町五丁目一五九 岩 竹 芳 造

一、建築物の位置 鳥取市立川町五丁目一五九

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建一棟

一、同 規模 建築面積 三五、四平方米

突出する部分 二、一同

一、建築主の住所氏名 鳥取市元魚町三丁目二一

本書ノ大キヤ、定規格A五判

昭和二十四年十二月二十三日 金 曜 日
第二千七百七十三号

中野 義 憲

- 一、建築物の位置 鳥取市元魚町三丁目二一
 - 一、同 用途 炊事場及便所
 - 一、同 構造 木造 瓦葺 平家建一棟
 - 一、同 規模 建築面積 一五、五二平方米
 - 突出する部分 八、四〇同
- 許可條件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
 - 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
 - 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
 - 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

00657

◇鳥取縣告示第七百四号

装蹄師法第一條第二項第四号により次のものに装蹄師免許証を交付した。

昭和二十四年十二月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 本籍地 氏 名

第四二号 昭和二十四年 鳥取縣 中 永 廣

◇鳥取縣告示第七百五号

左に掲げる規程は廃止する。

昭和二十四年十二月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和十三年鳥取縣告示第四百十一号 (鳥取縣樹苗養成補助規程)

同二十二年五月同第二百六十九号 (同林有林野造林補助規程)

同二十二年五月同第二百七十号 (同森林組合技術員設置補助規程)

同二十二年五月同第二百七十一号 (同公有林野造林補助規程)

同二十二年八月同第三百四十七号 (同森林害虫防除施設補助規程)

◇鳥取縣告示第七百六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年十二月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡大幡村大字吉定八二二番地

現住所 同本籍地

昭和二十四年十二月十二日第一、四三三号

山 崎 菊 枝

明治四十四年七月十二日生

本籍地 日野郡山上村大字笠木一、七五二番地

現住所 同本籍地

昭和二十四年十二月十二日第一、四三四号

池 本 千 登 勢

大正三年八月十日生

本籍地 氣高郡逢坂村大字殿四一八番地

00658

現住所 鳥取市古市一番地市立鳥取市民病院寄宿舎

昭和二十四年十二月十二日第一、四三五号

田 中 み よ 子

大正十五年一月二十九日生

◇鳥取縣告示第七百七号

昭和二十三年九月鳥取縣告示第四百四十号 (理髮店の等級指定の件) 中次のように改める。

昭和二十五年十二月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、の普通地区特級店に次の者を加える。

住 所	氏 名	住 所	氏 名
鳥取市立川町	市田シゲノ	同	板倉 克矩
五丁目			
同三丁目	吉田 金藏	同上町	初鹿野晋松
同二丁目	森脇 清春	同寺町	岩崎 惠
同吉方	池田 哲夫	同本町二丁目	足立 貫一
	山本 義雄	同吉方	土田 秋人

同東品治町	西本とらゑ	同大岩村	川上 貞藏
同	川戸 一郎	同	山田由次郎
同	横山 豊	同網代村	山崎千代松
同古市	竹田 米藏	同字倍野村	谷口 貞彦
同賀露町	米村 正美	同	山根 勇
同	敦賀偉雄藏	同	沢田 英一
同	諸家 初江	同	谷口 智雄
同	三中 利治	同面影村	土井 定雄
同	田中八重子	同	宮部 祈一
同	岩美郡浦富町	同津ノ井村	福田 文代
同	堀 勉	同	山崎 文子
同	森脇 留藏	同	有沢千恵子
同	白井万壽雄	同	植木 壽藏
同	山口 兼藏	同	安養寺義男
同	高垣 勳雄	同	林 盛信
同	今西 勇	同	古川 仁則
同本庄村	大目木とも	同	田中かね子
同蒲生村	霜村鬼子松	同	影山 管造
同小田村			

00663

同浦安町	龜井 住榮	同淀江町	松本 梅子
西伯郡境町	竹内 頼子	同法勝寺村	珍部久壽枝
同	八木橋貞子	日野郡江尾町	安田美津子
同	杉山たつを	同溝口町	谷口 末子
同	岩佐美恵子	同根雨町	石田みつ子
同	岡田 照子	同黒坂町	谷口 菊江

二の普通地区普通店を次のように改める。

一以外の店

教育委員會訓令

◇鳥取縣教育委員會訓令第一号

小学校 校長
 中学校 校長
 高等学校 校長

昭和二十四年一月十二日教育公務員特例法(以下法とす
 う)施行に伴い法第十四條、第二十七條並びに官更分限
 第十一條第一項第四号の例により結核性疾患のため休

養したものは休養發令の日附をもつて休職發令されたも
 のとなる。なお法第十四條、第二十七條により休職期間
 満了となつたものは別に辭令を用いなくて退職したもの
 とする。

昭和二十四年十二月二十三日

鳥取縣教育委員會

昭和二十四年十二月二十三日印刷
 昭和二十四年十二月二十三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

發行

鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取縣